平成２５年（フ）第１６１４号
札幌市北区新川４条１丁目３番24号　コーポ藤202号
債務者　進藤　良春
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６６３号
札幌市清田区北野１条１丁目５番20号　北栄コーポ１階左
債務者　干場　伸也
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７００号
札幌市豊平区西岡３条２丁目２番４―402号
債務者　大庭　早苗
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２９号
札幌市東区北37条東１丁目７番３号　ナカダマンション102号
債務者　小野寿美代
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３８号
札幌市白石区栄通18丁目４番17―40号
債務者　渡邊　宏美（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６５号
札幌市白石区東札幌１条４丁目２番６号　信和ビル302号
債務者　小林　勝秀
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９号
盛岡市桜台１丁目23番15号
債務者　牧野　立雄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第９６号
群馬県高崎市上並榎町406番地９
債務者　清水谷敏子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１５２号
群馬県高崎市新町578番地１　ウィザードＣ202号
債務者　中野　幸恵
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３８０号
埼玉県入間市扇台１丁目６番７号
債務者　保坂　明子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４４８号
埼玉県富士見市羽沢３丁目12番33―201号
債務者　竹田けさゑ
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４６７号
埼玉県川越市新宿町２丁目６番地23　パサ・デ・ヒロ五番館川越103
債務者　良原東和こと　梁　　東和
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３２４号
静岡県伊豆市姫之湯418番地の１
債務者　塩谷　久代
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
愛知県安城市篠目町童子210番地３　グランドール401、前住所愛知県高浜市田戸町７丁目７番地６
債務者　神谷　幸枝
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字阿原30番地１201、前住所愛知県豊田市加納町東股10番地２
債務者　大橋　紫甫（旧姓大嶋）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営25―512号
債務者　菊原すえ子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
愛知県安城市朝日町16番３号　ハートフル安城203、前住所愛知県碧南市鴻島町３丁目４番地
債務者　山本美由紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係